

【担当課・グループ名】 健康子ども部国保年金課保険税グループ

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部改正				
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額、介護納付金課税額に係る課税限度額を改定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改定するものであり、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもので、第3号及び第5号に該当するため。				
公告日 *1	26年7月18日	公告第183号	その他の公表	ホームページ	26年7月18日
計画等決定時期 *2	平成26年9月30日	行政活動実施時期 *3	平成27年4月1日	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1・・・条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載 *3・・・行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント

適正である

市民参加推進評価委員会コメント